

時津町印鑑条例（平成 6 年条例第 7 号）の一部改正

改 正 案	現 行
（登録印鑑の制限） 第 6 条 略 2 略 3 町長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民（<u>漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。</u>）が住民票の備考欄に記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑登録証明の申請） 第 1 5 条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 に規定する特定特別永住者証明書を含む。</u>）をいう。以下同じ。）を提示することにより、当該申請をすることができる。	（登録印鑑の制限） 第 6 条 略 2 略 3 町長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 3 0 条の 4 5 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 （印鑑登録証明の申請） 第 1 5 条 略 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が自ら同項の規定による申請をするときは、印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示することにより、当該申請をすることができる。